

兵庫県立農林水産技術総合センター共同研究業務取扱要綱

(趣旨)

第1条 地方機関処務規定(昭和43年5月1日訓令甲第8号)第3条の規定に基づき、県立農林水産技術総合センター所長(以下「所長」という。)に委任された共同研究契約については、この要綱の定めるところによる。

(共同研究の範囲)

第2条 共同研究とは、県立農林水産技術総合センター(以下「総合センター」という。)において、独立行政法人、公設研究機関、大学、企業等と共同で行う研究をいう。

(共同研究の申込み)

第3条 総合センターと共同で研究を行おうとする者は、共同研究申込書(様式第1号)を所長に提出しなければならない。

(共同研究の基準)

第4条 共同研究は、その内容が本県の農林水産業の振興等に寄与する優れた研究成果を期待できるものであり、かつ、本来の研究業務に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り行うものとする。

(共同研究契約の締結)

第5条 所長は、第3条の申込みにかかる共同研究契約を締結しようとするときは、次の事項について共同研究契約書(以下「契約書」という。)を作成しなければならない。

- (1) 共同研究の課題
- (2) 共同研究の目的及び内容
- (3) 共同研究の実施場所
- (4) 共同研究の実施期間
- (5) 共同研究の管理分担
- (6) 共同研究に参加する主な研究員氏名
- (7) 共同研究に要する費用の分担
- (8) 特許出願及び特許権の許諾等に関すること
- (9) その他共同研究を行うに必要な事項

(費用の分担)

第6条 研究費用は、原則として、研究の分担区分に従い、共同で研究を行っている者(以下「共同研究者」という。)がそれぞれ必要な額を負担する。ただし、所長が必要と認め、総合センターの施設・設備を共同研究の相手方に使用させる場合等にあつては、原則として、別記1に定める基準により算定する必要な経費等を相手方に負担させることができるものとする。

(研究の中止)

第7条 共同研究者は、天災、その他やむを得ない事由のため共同研究の継続が困難となったときは当該研究を中止することができる。この場合、共同研究者は遅滞なく共同研究の相手方に通知しなければならない。

(特許出願)

第8条 共同研究者は、本共同研究の結果、それぞれ独自に発明を行った場合において、単独で特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、あらかじめ相手方の同意を得るものとする。

2 共同研究の結果、共同して発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、当該特許を受ける権利に係る双方の持分を明らかにしたうえ、共同して出願を行うものとする。

(特許権の許諾等)

第9条 職員の職務発明等に関する規則(昭和39年規則第106号)により県が承継した特許を受ける権利

又は県が承継した特許権の実施は、契約書の定めるところにより、原則として5年間共同研究者に優先的に許諾できるものとし、また、その更新もできるものとする。

(準用)

第10条 前2条の規定は実用新案、意匠、品種の登録、プログラム等の著作権及び回路配置利用について準用する。

(研究成果の公表)

第11条 共同研究による研究成果の公表の時期及び方法等について、必要な場合には、共同研究者間で協議のうえ適切に定めるものとする。

(例外)

第12条 この要綱によりがたい場合、所長は、その契約等については別途決定することができる。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、共同研究の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成22年7月5日から施行する。

(別記1)

共同研究分担金の費用分担算定基準

兵庫県立農林水産技術総合センター共同研究業務取扱要綱第6条による共同研究分担金の算定基準は次のとおりとする。

1 研究消耗品費

当該研究に使用する薬品等の消耗品一切をいい、その価格は契約時の通常の市場価格とする。

2 光熱水費

(1) 電力料金

契約時の前年度における総使用料金から、基本料金の総額を減じた額を総使用電力量で除した額に、当該研究に要する見込み電力使用量を乗じた額とする。

(2) 水道料金

契約時の前年度における総使用料金から、基本料金の総額を減じた額を総使用水道量で除した額に、当該研究に要する見込み水道使用量を乗じた額とする。

(3) ガス料金

契約時の前年度における総使用料金から、基本料金の総額を減じた額を総使用ガス量で除した額に、当該研究に要する見込みガス使用量を乗じた額とする。

3 雑費

雑費は次のとおりとする。

(1) 旅費

兵庫県立農林水産技術総合センターの研究員が当該研究を実施するために要する調査研究旅費であって「職員等の旅費に関する条例(昭和35年条例第44号)」の定める額とする。

(2) 研究備品借入費

当該研究の遂行に必要な機器の借入価額とする。

(3) 研究備品等購入費

当該研究の遂行に必要な機器、参考図書の購入価格とする。

4 分担金の端数計算

電力料金、水道料金及びガス料金それぞれの単価に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(様式第1号)

共同研究申込書

平成 年 月 日

兵庫県立農林水産技術総合センター
所長 様

申込者 住所
氏名 印

兵庫県立農林水産技術総合センター共同研究業務取扱要綱第3条の規定により下記の研究を共同で行いたいので申し込みます。

記

1. 共同研究の課題
2. 共同研究の目的及び内容
 - (1) 目的
 - (2) 内容
3. 共同研究の実施場所
 - (1) 兵庫県立農林水産技術総合センター
 - (2)
4. 共同研究の実施期間
自:平成 年 月 日 至:平成 年 月 日
5. 共同研究の管理分担
6. 共同研究に参加する主な研究員氏名
 - (1) 兵庫県立農林水産技術総合センター
 - (2)
7. 共同研究に要する費用の分担
8. 特許出願及び特許権の許諾等に関する事
9. その他共同研究を行うに必要な事項